

令和4年度第2回公聴会及び
第2回山口県日本海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和4年8月24日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和4年度第2回公聴会及び第2回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和4年8月24日（水） 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和4年8月17日（水）
- 5 通知した項目
(1)項目
遊漁者の火光利用の制限について
- 6 出席者
(委員：14名)
濱本 幾男、中島 均、近本 佐知子、吉村 正義、藤田 昭夫、若林 敏江、
南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、
濱谷 正、宇都宮 康彦
(県及び事務局)
水産振興課 課長 澁谷 賢司
生産振興班 主任 廣畑 二郎
漁業調整取締班 主査 松永 善文
下関水産振興局 主査 金近 哲彦
萩・長門農林水産事務所 主査 玖村 武史
事務局 事務局長代理 山根 知樹
書記 永尾 洋輔
- 7 公聴会の結果
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要
山根事務局長代理 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の方
はこれで閉じさせて頂きたいと思えます。

(13:30 終了)

令和4年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和4年8月24日（水） 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和4年8月17日（水）
- 5 通知した議題
 - (1) 議題
第1号議案 遊漁者の火光利用の制限について（委員会指示更新）
第2号議案 まきえ釣り漁業の禁止について（委員会指示更新）
 - (2) 報告事項
ア 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
イ その他
- 6 出席者
(委員：14名)
濱本 幾男、中島 均、近本 佐知子、吉村 正義、藤田 昭夫、若林 敏江、
南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、
濱谷 正、宇都宮 康彦
(県及び事務局)
水産振興課 課長 澁谷 賢司
生産振興班 主任 廣畑 二郎
漁業調整取締班 主査 松永 善文
下関水産振興局 主査 金近 哲彦
萩・長門農林水産事務所 主査 玖村 武史
事務局 事務局長代理 山根 知樹
書記 永尾 洋輔
- 7 傍聴人 なし
- 8 付議事項及び審議結果
 - (1) 議題
第1号議案 遊漁者の火光利用の制限について（委員会指示更新）
【審議結果】
原案のとおり更新することとした。
第2号議案 まきえ釣り漁業の禁止について（委員会指示更新）
【審議結果】
原案のとおり更新することとした。

(2) 報告事項

ア 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について事務局から説明を受けた。

イ その他

○クロマグロ遊漁の規制について

事務局から遊漁者のクロマグロ採捕に係る広域漁業調整委員会指示の内容及び現状について報告を受けた。

○漁業権切替スケジュール

水産振興課から漁業権切替スケジュールについて報告を受けた。

○サバ類のTAC管理について

水産振興課からサバ類のTAC枠の追加配分について報告を受けた。

9 審議の概要

山根事務局長代理

定刻になりましたが、公聴会の方は出席者がありませんので閉じさせていただきます。ただ今から令和4年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催いたします。

すいません。本日事務局長の天社が事情により休みですので、山根が代理を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は委員定数15名のうち、14名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

議事に入ります前に会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

濱本会長

みなさんこんにちは。多忙な折、委員の皆様にはご参集いただき、ありがとうございます。

本日は、今年度2回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願いいたしまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

山根事務局長代理

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、濱本会長さんお願いいたします。

濱本会長

議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は藤田委員、吉村委員をお願いします。

それでは第1号議案「遊漁者の火光利用の制限について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

山根事務局長代理

お手元の資料の1ページをお開きください。

第1号議案「遊漁者の火光利用の制限について」まず、委員会指示の経緯についてご説明いたします。

平成9年、下関外海漁業共励会から日本海海区会長あてに、遊漁船に対する火光利用の規制を行うよう陳情書が提出されました。

同年2月の委員会で指示することが決定し、調整が始まりました。

同日付けで山口県海面利用協議会会長あてに諮問し、同年3月開催の協議会で異議ない旨、答申がされました。

同年5月、水産庁に対して遊漁者の火光利用制限について事前協議し、7月上旬の現地調査を経て正式に協議を行い、同年7月23日付けで異存ない旨、回答されました。

これを受けて、同年8月開催の第2回委員会において指示案が審議され、委員会指示が発出されました。

その後、委員会指示が毎年更新されていましたが、平成13年度の委員会において、指示の有効期間を1年間から3年間に変更され、以降、3年ごとに更新され、現在に至っております。

指示案については、資料2ページをお開きください。

指示する内容としましては、(1)採捕の制限、遊漁者が集魚灯を使用して水産動物を採捕する場合は、集魚灯に使用する発電機（蓄電池を含む。）の総設備容量は10キロワットを超えてはならない。

(2)制限する海域は、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定により定められたいか釣り漁業の操業禁止海域のうち山口県の日本海海区。

(3)指示の有効期間は、令和4年9月1日から令和7年8月31日までの間となっています。

説明は、以上です。

濱本会長

ただいま説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

ようございますか、それでは、第1号議案については原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第1号議案は、原案どおり可決されました。

続いて、第2号議案「まきえ釣り漁業の禁止について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

山根事務局長代理

資料の3ページをお開きください。

第2号議案「まきえ釣り漁業の禁止について」、委員会指示の経緯から説明いたします。

昭和43年9月の委員会において、小串漁協から報告及び要請がありました。

長崎県の大型漁船が角島西沖の沈船魚礁において通称「かぶせ釣り」又は「まき落とし釣り」を操業し、ダルマ、アラ等を釣っている。

かぶせ釣り、まき落とし釣りについては、4ページの参考図をご覧ください。

ご覧のような漁具を使用し、袋の中に撒き餌と針を収納し、一定の水深で袋を開くことにより、集魚効果を高め、漁獲する効率漁法です。

3ページに戻っていただいて、この漁法は効率漁法であること、さらに漁船が数日間滞在するため漁場を占有すること、また漁具を切断するなど地元の漁船の操業に支障が出ていることなどが報告され、早急に対策を講じるよう要請されました。

この報告について、急遽議題として取り上げられ、審議の結果、委員会指示で禁止することが決定され、同年10月1日付けで委員会指示が発動されております。

その後、昭和50年に現在の指示内容に変更されてから、特に変更もなく毎年指示が更新されております。

平成13年度の委員会において、委員会指示の有効期間が1年から3年に変更されました。

その後も更新されていきましたが、平成22年度の委員会において、更新するか否かの審議がされました。

長崎県では現在も当該漁業の操業実態があり、当該委員会指示を廃止した場合、山口県の地先において、昔のようなトラブルを惹起する可能性があることから、当面、同じ内容で委員会指示を更新することが決定され、現在に至っております。

指示案については、5ページをお開きください。

指示する内容について、(1)漁業の禁止、まきえ釣り漁業、「長崎県において「かぶせ釣り」又は「まき落とし釣り」漁業と称するものに限る。」は営んではならない。

(2)禁止する海域は、山口県日本海海区、(3)指示の有効期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までとなっています。

説明は以上です。

濱本会長

ただ今、説明がありました。どなたかご意見、ご質問はありますか。

よろしいですか、それでは第2号議案について原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第2号議案は原案のとおり可決されました。

本日の議案は、以上となります。

続いて報告事項に移ります。報告事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」事務局より報告をお願いします。

永尾書記

事務局の永尾です。

資料の6ページ、7ページをお開きください。

こちらに、通常総会の結果の通知文を掲載しております。

8ページ、9ページをお開きください。

こちらが議案となります。

本年度については、宮城県で開催予定でしたが、新型コロナウイルスの関係で書面開催となっています。

第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案です。

収入の部については、15,505,067円、支出の部については、1,450,421円となっています。

監事の意見書につきましても、「適正なものと認める。」となっています。

第2号議案 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案です。

事業計画書案については、基本的に前年度と同じです。

続いて9ページ、失礼しました。令和3年度収支予算書案となっていますが、令和4年度収支予算書案の間違いです。

令和4年度の収支予算書案ですが、こちらは、収入の部が、14,100,000円となっています。

新型コロナウイルスの関係で書面開催が続いておりまして、繰越金が過剰となっていますので、令和4年度については、会費は免除となっています。

2番、支出の部について14,100,000円が計上されております。

続きまして、第3号議案 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会要望書につきましても、基本的には前年度と同様となっています。

第4号議案は、次期総会の開催地でございまして、こちらは、東京都となっています。

いずれの議案につきましても、過半数の承認を持ちまして原案どおり可決されております。

報告は、以上です。

濱本会長

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

山根事務局長代理

事務局からよろしいでしょうか。

資料の10ページをご覧ください。

クロマグロ遊漁の状況について、実際に今どのような状況にあるのかをご報告いたします。

1番の経過ですが、令和3年7月から広域漁業調整委員会指示、広調委指示により遊漁者によるクロマグロ採捕規制が開始されました。

これは、小型魚は採捕禁止、大型魚は数量の上限を決めて、超えた場合は採捕禁止になるという指示です。

令和4年度についても、規制内容を一部追加して、6月1日から広調委指示が発出されています。

令和4年度の広調委指示の内容につきましては、クロマグロ30kg未満は採捕禁止、クロマグロ大型魚30kg以上は、採捕した場合には尾数、重量、採捕した海域を水産庁に報告しなければなりません。

次が新しく追加された部分ですが、1人1日あたり1尾を超えて保持できない。

1日1尾しか採ってはダメですよというのが追加されています。

数量の上限を超えそうな時には、広調委公示により採捕禁止にできる委員会指示の内容になります。

実際に採れる量、時期については3番に示した表のとおりで、6月は10トン、7月から8月は10トン、9月から10月は10トン、11月から12月は10トンと分けられております。

全体の数量が40トンを超えるおそれがある場合は、令和5年3月31日まで採捕禁止とされる予定です。

実際の採捕数量ですが、6月1日から30日の間に15.5トンの採捕がありました。

6月は10トンの予定でしたが、予想以上の採捕の積み上げがあり、上限の10トンを超えております。

超過分は、7月以降の上限を低くすることで対応するとされております。

実際に7月1日からの採捕は8.5トンで提示されております。

7月16日から8月31日までは、採捕禁止にされております。

9月1日からは、採捕が再開されます。

報告は以上です。

濱本会長

なにかございますか。

中島委員

ちょっといいですか。

参考までにお話をさせていただいたらと思います。

日本海の広域漁業調整委員会は、今、会長不在で私が会長代行になっています。

遊漁によるクロマグロ採捕に関する広調委指示に関して、水産庁、広域漁調委の内規としまして、遊漁者に違反があった場合は、まず、指導文書を出す。

指導文書を守らずに更に採捕をした場合は、農林水産大臣の裏付け命令を出す。

この命令に違反した場合は、司法罰ということになります。

7月に富山県と新潟県で禁止されているにも関わらず採捕した事例がありました。

指導文書を出したいと水産庁から話がありました。

いろいろ聞いた上で適切と判断しまして、私の名前で指導文書を出しました。

決めたことについて、水産庁は遊漁者に対しても適切に対応しようとしていることをご報告申し上げておきます。

山根事務局長代理

もう1件ご報告があります。

松永主査

資料の11ページをご覧ください。

横の表ですが、漁業権切替のスケジュールです。

現在、来年の漁業権切替に向けて各漁協が作業を進められていると思います。

今後の具体的なスケジュールについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

真ん中の今回と書いているところが今後のスケジュールです。

実態調査の漁協説明会を今年の5月にしております。

各漁協に漁業権切替の説明と実態調査のお願いをしました。

実態調査の結果が、各漁協から既に上がってきております。

この実態調査を踏まえまして、県の切替方針を9月に策定する予定で、策定でき次第、各漁協にご説明いたします。

併せて、漁場計画要望を各漁協から提出していただくようお願いいたします。

これが、だいたい9月の末頃になるかと思います。

この漁場計画要望、漁協が免許して欲しい漁業権の要望ですが、この締め切りについては、11月末頃を予定しています。

この要望を踏まえて、県が漁場計画の素案を作ります。

その漁場計画の素案について、利害関係人の意見聴取。

今回の法改正により新たに追加された手続きです。

漁業権の免許を、透明性を持って行う必要があるということで、漁場計画の素案をホームページに載せまして、一般の方からの意見をいただくこととなります。

一般の方であっても、利害関係人でなければ意見できません。

利害関係人であることを自ら証明した上で意見をいう機会が設けられています。

今年の12月から来年の1月にかけて1カ月間行いたいと思います。

その次の漁場計画案事前協議 公益調整ですが、こういった漁業権を免許したいということで、海上保安庁や県庁の関係各課等と問題ないか調整を行う。

問題ないということであれば、漁業調整委員会へ諮問。

これを来年の5月に行いたいと考えています。漁業調整委員会で問題なしとなれば、漁場計画を公示。

その後、その内容について免許申請するために各漁協で総会等の手続きをしていただく。

総会等で承認されれば、免許申請を行う。共同漁業権については、来年の7月から9月末、区画、定置漁業権については7月中に申請していただく。

上がってきた申請について漁業調整委員会にお諮りして、問題ないとなれば、共同漁業権については再来年の1月1日免許、区画・定置漁業権については来年9月1日免許の運びになるかと思えます。

当面、目先の話としましては、県で実態調査を踏まえて切替方針を策定し、9月に漁協へ説明する。

そして、各漁協で漁場計画要望をつくっていただくということになるかと思えます。

説明は、以上です。

濱本会長 皆さん何かございますか。

中島委員 今後、動きがあれば逐次委員会へ報告をお願いします。

廣畑主任 資料は用意しておりませんが、前回の委員会で諮問させていただきましたサバ類の資源管理について報告したいことがあります。

サバ類のTAC管理ですが、この7月から管理数量1,100トンという非常に厳しい数量で管理がスタートしています。

開始早々、中型まき網の漁獲が急速に積み上がりまして、7月末の時点で消化率が42パーセントを超えました。

管理期間は1年ですが、開始1カ月で42パーセントという状況で

す。

多い日は、1日に90トンの水揚げがありまして、非常に緊迫した状況になりましたので、国の留保枠の追加配分を受けようと検討を開始しました。

8月5日に数量明示での配分を受けている関係者に国の留保枠1,000トンの追加配分をするよう要請しました。

昨日、数量明示での配分を受けている関係者での会議が開催されまして、その場において、山口県の追加配分について数量明示での配分を受けている関係者の了解が得られました。

これから数量変更の手続きに入りますが、数量の変更自体は9月になると思われます。

漁業調整委員会には、数量変更後に改めてご報告したいと思います。以上です。

濱本会長

それでは、これで委員会と終了いたします。
ご苦労さまでした。

(13:53 終了)